

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開について

令和 7 年 6 月作成

対象期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、労働者派遣事業に関する情報を公開いたします。

■事業主及び事業所

氏名又は名称	アルカセット・コンサルティング株式会社
住所	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号
事業所の名称	アルカセット・コンサルティング株式会社
事業所の住所	東京都港区芝浦 3-17-11 天翔田町ビル 8 階 801 号室
許可番号	派 1 3 - 3 0 8 1 6 8

■マージン率等

1. 派遣労働者数	13 人
2. 派遣先件数	3 件
3. 派遣料金の平均額（8 h 平均）	62,062 円
4. 派遣労働者の賃金の平均額（8 h 平均）	38,306 円
5. マージン率	38.28%

※マージン率＝（派遣料金の平均－派遣労働者の賃金平均）÷派遣労働者の賃金平均

■マージンに含まれるもの

- ・社会保険料、労働保険料
雇用主負担となる健康保険、厚生年金保険、介護保険、子ども・子育て拠出金、雇用保険、労災保険
- ・有給休暇費用、夏季休暇費用、年末年始休暇費用
派遣労働者が取得する有給休暇、夏季休暇及び年末年始休暇取得の費用
- ・福利厚生費
一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用、慶弔事項に係る費用、
専門医によるメンタルヘルスカウンセリング費用
- ・教育訓練費
教育訓練（賃金の支給：有給、訓練費用負担額：無償）に係る費用、
業務に必要な技術や商品知識を習得するための書籍購入費用
- ・その他会社運営費、営業利益
営業・管理・採用活動など事業運営にあたる労働者の人件費、
オフィス賃料、通信費などの諸費用、営業利益
などが含まれております。

■労使協定の締結状況等

労使協定

締結済み

労使協定の有効期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

全ての派遣労働者

■キャリア形成支援制度に関する事項

- ・入職時等基礎的訓練・・・社員基礎研修
- ・職能別訓練・・・IT技術研修等
- ・階層別訓練・・・リーダー育成研修等

■福利厚生に関する事項

有給休暇、夏季休暇、年末年始休暇、般健診及び生活習慣病予防健診、
慶弔事項、専門医によるメンタルヘルスカウンセリング

以上